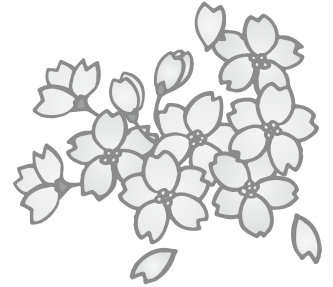


別表3 郵便等による不在者投票ができる方

	戦傷病者手帳	身体障害者手帳
両下肢機能障害	特別項症から 第2項症まで	1級もしくは2級
体幹機能障害		
移動機能障害	特別項症から 第3項症まで	1級もしくは3級
心臓機能障害		
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう機能障害		
直腸機能障害		
小腸機能障害		
肝臓機能障害		
免疫障害		
介護保険要介護状態区分「要介護5」		

別表2 不在者投票指定施設(町内)

病院	清水病院 皆野病院
老人ホーム	ケアハウス 悠う湯ホーム 特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム
その他施設	カーサ・ミナノ



手続きなどの詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

問合せ 皆野町選挙管理委員会（総務課内）

☎62-1231

お出かけタクシー

外出のための移動手段の確保が困難な地域にお住まいの高齢者の方が、買い物や通院などでタクシーを利用した場合、その料金の半額相当を助成する事業です。

■対象者 次のすべての項目に該当する方

- 皆野町に住所を有する70歳以上の方
- 自動車運転免許証を持たない方（二輪運転免許証を除く）
- 最寄りの駅・バス停から概ね1キロメートル離れた対象地区にお住まいの方
- 町税および使用料などの滞納がない方



■対象地区

下田野	小滝、谷草
国 神	旧大淵9区、野巻、桜ヶ谷
日野沢	風戸、大神、高松、藤原、重木、奈良尾、小松、大前、小前
金 沢	金山
三 沢	能林、平草、小根、谷津、日向、美の山、青砂、峯

■助成内容

利用したタクシー運賃の半額相当を、町が交付する利用券により助成します。
利用券1枚の助成額は500円で、対象地区ごとに町が定めた枚数を交付します。

■利用できるタクシー会社

- 秩父丸通タクシー ○秩父観光タクシー

■申請

介護保険被保険者証など対象者としての要件を確認できるものおよび印鑑を持参し、健康福祉課福祉介護担当へ申請してください。

※平成25年度分の利用券は使用できません。残券はお返してください。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233